

須賀川市国土強靱化地域計画（概要版）

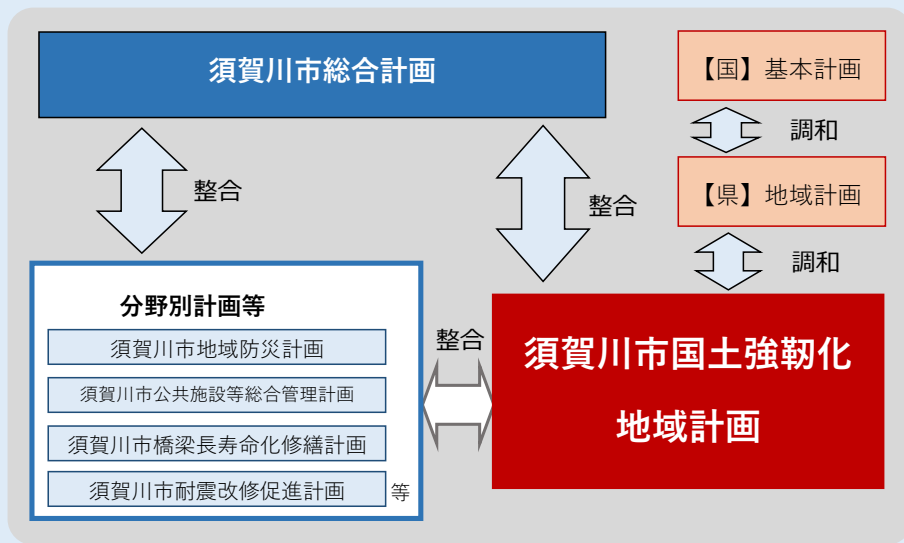
1 計画の趣旨

様々な自然災害の発生に対し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を平時から総合的かつ計画的に実施することで、最悪な事態に陥ることが避けられるよう、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を持った安全・安心な社会をつくり上げていくことが求められています。

このことから、市民の生命・生活を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、須賀川市国土強靱化地域計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものであり、市の最上位計画である須賀川市総合計画や須賀川市地域防災計画等の分野別計画との整合を図るものとします。



3 計画期間

令和5年度（2023年）から令和9年度（2027年）までの期間とします。須賀川市総合計画をはじめとする分野別計画等との整合性、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 基本目標

須賀川市の国土強靱化を推進する上で、以下の4つを基本目標とします。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速な復旧復興を図ること

5 想定すべき災害リスク

甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害として、以下の3項目を想定するリスクの対象とします。

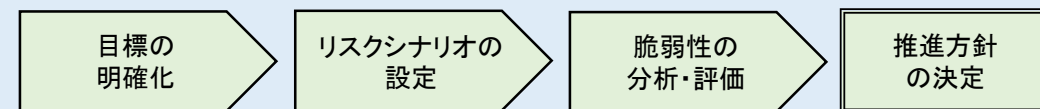
- 地震災害 / 既往災害：福島県沖地震（R3,R4）、東日本大震災（H23）
- 風水害、土砂災害 / 既往災害：東日本台風（R1）、台風第10号（S61）
- 雪害 / 既往災害：S55.12.24大雪、H20.2.23暴風雪

6 事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、より具体的に、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7 計画策定の流れ



須賀川市国土強靱化地域計画

◇事前に備えるべき目標・・・8

◇起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)・・・28

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		主な国土強靱化の推進施策
直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	●住宅・建築物の耐震化 ●空き家対策の推進 ●災害に強い市街地の形成 ●消防水利の整備
	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●河川の改修の推進・維持管理の強化等 ●内水浸水対策の推進 ●ハザードマップの活用
	1-3	大規模な土砂災害等による死傷者の発生	●土砂災害防止対策の推進 ●森林の多面的機能の保全
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生	●道路の除雪体制の強化 ●路面の凍結防止対策 ●地域住民と連携した通学路等の除雪の推進
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●情報伝達手段の充実 ●避難所等の充実 ●避難計画の作成等 ●地域防災力の向上
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●非常用物資の確保 ●緊急用耐震性飲料水貯水槽の充実 ●水道施設の耐震化等
	2-2	長期にわたる孤立集落等の発生	●防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 ●道路管理者間の連携体制の確保
	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	●須賀川地方広域消防組合との連携強化 ●消防団の充実・強化
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	●災害医療ネットワークの確立 ●医療器具・医薬品の確保 ●福祉避難所の確保 ●福祉人材の確保 ●支援ルートの確保
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生	●避難所等における感染症等の拡大防止 ●床上浸水等による衛生環境の悪化への対策
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●非常用物資の確保 ●災害医療ネットワークの確立 ●医療器具・医薬品の確保 ●福祉避難所の確保 ●福祉人材の確保 ●市営住宅の空き家の活用
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●業務継続に必要な体制の整備 ●公民館等の機能の確保 ●市町村相互応援体制の推進
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●情報通信設備の対災害性の強化 ●情報システムの業務継続体制の強化
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●住民への情報伝達手段の充実 ●災害時の情報収集・通信の協力体制の確保
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	●企業の事業継続力強化の支援 ●緊急輸送道路等の強化 ●道路管理者間の連携体制の確保
	5-2	食料等の安定供給の停滞	●農業水利施設の長寿命化・防災減災
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	●再生可能エネルギーの導入拡大 ●災害時応援体制の整備
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	●上水道施設の強化 ●下水道施設等の強化
	6-3	基幹及び地域交通ネットワークが分断する事態	●緊急輸送道路の強化 ●地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保 ●地籍調査の推進
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●ため池の決壊等による被害の防止 ●農業水利施設の長寿命化 ●砂防関係施設の整備・保全
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出	●有害物質の拡散・流出の防止
	7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	●放射線モニタリング体制の確保 ●学校における放射線教育の推進
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	●耕作放棄地の発生防止と再生 ●有害鳥獣被害対策の充実 ●森林の多面的機能の保全
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	●災害廃棄物処理体制の整備
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	●災害・復興ボランティアの受入体制の確立 ●災害時の応援体制の整備 ●罹災証明等に係る円滑な被災者支援
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●自主防災組織等の活性化 ●避難行動要支援者対策の推進 ●地区防災計画の策定の促進
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失	●指定文化財(建造物)の防災対策
	8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態	●地籍調査の推進 ●空き家対策の推進